

平成26年度
町・道民税申告受付日程表

月日(曜日)	地区	会場	受付時間
2月13日(木)	茂草	茂草町内会館	9:30~15:30
2月14日(金)	静浦	静浦町内会館	9:30~15:30
2月17日(月)	赤神	小島地区基幹集落センター	9:30~15:30
2月18日(火)	清部	清部生活改善センター	9:30~15:30
2月19日(水)	原口	原口老人憩の家	9:30~15:30
2月20日(木)	江良1区	パートナーシップランド	9:30~15:30
2月21日(金)	江良2区		
2月24日(月)	館浜	館浜生活改善センター	9:30~15:30
2月25日(火)	荒谷	荒谷寿の家	9:00~11:30
	上川	上川生活改善センター	13:00~16:00
2月27日(木)	月島	月島福祉の家	9:00~11:30
	博多	博多町内会館	13:00~16:00
2月28日(金)	松城・唐津	ふれあい交流センター	9:00~11:30
	札前	札前生活改善センター	13:00~16:00
3月3日(月)	白神	白神寿の家	9:30~15:30
3月4日(火)	大沢	大沢老人憩の家	9:30~15:30
3月5日(水)	朝日	朝日寿の家	9:30~15:30
3月6日(木)	大磯・愛宕	大磯町内会館	9:30~15:30
3月7日(金)	小島地区	小島地区基幹集落センター	9:30~15:30
3月10日(月)	大島地区	パートナーシップランド	9:30~15:30
3月11日(火)	弁天・建石	漁民センター	9:30~15:30
3月12日(水)	豊岡	町民総合センター	9:30~15:30
3月13日(木)	福山・全町		
3月14日(金)	全町		
3月17日(月)	全町		

申告は、税金を算出するうえで大切な資料となります。忘れずに申告するようにしましょう。各地区での受付は、左表のとおりです。

住民税(町・道民税)の申告をお忘れなく!

2月13日~
3月17日

申告に必要なもの

申告する方は、次の書類などを忘れずに持参してください。

- ◆印鑑(口座に使用しているもの)
- ◆口座番号のわかるもの
- ◆平成25年中の収入がわかる伝票、源泉徴収票、領収書、賃金精算書、収支決算の帳簿など
- ◆国民健康保険証、その他社会保険料などの支払額が確認できるもの
- ◆医療費控除を受けられる方については、病院・薬局に支払った領収証。

なお、医療費の明細を記入する用紙を役場及び各支所の窓口にて備えていきますので、必ずご記入のうえ、持参してください。

◆生命保険料・地震保険料
払込証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など

※確定申告書の用紙が税務署より送付された方については、受付会場に持参してください。

申告の必要のない方

平成25年中の所得が給与だけの方でほかに収入がなく年末調整をしている方

申告をしない場合

申告によって、事業専従者、扶養者、社会保険料、生命保険料などの各種の控除がありますが、申告をしない場合は、これらの控除もなく、逆に「不申告に関する過料」を課せられる場合もありますので注意してください。

所得税還付金の口座

所得税還付金の受け取りを金融機関（銀行、信金、郵便局など）にすることができまので、ぜひご利用ください。

復興特別所得税

平成25年から平成49年まで、復興特別所得税（2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

記帳・帳簿書類の保存を

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付などを行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が必要です。

○対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象）

○記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について取引の年月日・売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額などを帳簿に記載します。

○帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

さあ！ネットで申告

e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、国税に関する各種手続きを自宅などから行うことができます。

① 国税庁ホームページから電子申告

電子申告

② 添付書類の提出省略

③ 還付金がスピーディ

④ 24時間利用可能

※手続きなどの詳しい内容は、e-Taxホームページをご覧ください

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

問

▽函館税務署（個人課税第一部門）

☎ 0138-31-3741

▽役場税務課

☎ 42-2275-2226

集合主税出張収納所開設日程

—— お気軽にご利用ください ——

地区	月 日	時 間	場 所
石 建 天 弁	2月26日(水)	13:00~15:00	漁民センター

口座振替の利用を！

納め忘れなどを無くするために、口座振替の利用をお勧めします。利用される方は、預貯金通帳と印鑑及び納付書を持参のうえ、町内の金融機関または郵便局へ申し込みください。

住民税(町・道民税)の特別徴収について

北海道と松前町では、給与所得者の利便性を向上すると共に、地方税法に基づき適切な課税と徴収を行うため、個人住民税の特別徴収未実施の事業者の皆様へ特別徴収の実施を働きかけております。

◎特別徴収とは

給与支払者である事業主が、給与所得者である従業員に毎月支払う給与から個人住民税（町・道民税）を徴収（天引き）し、従業員のお住まいの市町村に納入していただく制度です。

◎特別徴収の仕組み

- ① 従業員がお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。
- ② 市町村が従業員ごとの個人住民税を計算し、特別徴収していただく税額を事業主の皆様にお知らせします。（5月31日まで）

- ③ 6月以降毎月の給与支払の際、税額を徴収（天引き）していただき、翌月10日までに納入していただきます。

◎メリット

- ① 事業主 個人住民税の税額計算は、役場税務課で行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。
- ② 従業員 納付のために役場や金融機関へ出向く手間を省くことができると共に、納め忘れの心配がなくなります。

また、年12回に分けて徴収（天引き）されますので、年10回納付書により収める場合に比べて1回当たりの負担額が少なくて済みます。

※地方税法では原則として、所得税を源泉徴収している事業主は、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を徴収しなければなりません。